

保護者の皆様へ

西都市からのお願い（1月9日～2月7日）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご家庭での保育にご協力をお願いします

令和3年1月7日に宮崎県全域に発出された緊急事態宣言が、**2月7日まで延長されます。**

引き続き感染のリスクを抑える観点から次のとおりとします。

なお、発熱や喉の痛みなど体調不良を訴えている児童については、保育所等や児童クラブの利用は自粛していただきますようお願いいたします。

1. 保育の提供を縮小して開所の継続

保育所、認定こども園は、保護者の就労等でお子様の保育が困難な場合は登園することができます。

しかし、感染拡大防止のため、ご家庭での保育が可能な場合は、できる限りお子様の登園を控えていただきますようお願いいたします。

なお、保育所等の登園を自粛した期間の保育料については減額をすることとし、詳細については改めてお知らせします。

2. 児童クラブの対応

児童クラブは、保護者の就労などにより、自宅で留守番をすることが困難なお子様可以利用することができます。

しかし、感染拡大防止のため、仕事を休んで自宅にいることが可能な場合は、できる限りお子様の利用を控えていただきますようお願いいたします。

※ 児童館について

児童館は、小学生の放課後児童対策として児童クラブのみを開所しています。

令和3年1月21日
西都市 福祉事務所